

同意書兼確認書

医療的ケアを必要とする児童の保育園の利用に関すること

- ☐ 保育の利用日・利用時間は、原則、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の保育短時間認定（午前8時30分から午後4時30分まで）の範囲内となることを了承します。
-
- ☐ ならし保育期間中は、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加します。
また、児童の様子や状態によっては、ならし保育期間が延長・短縮される場合があることを了承します。
-
- ☐ やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができないことがあることを了承します。
-
- ☐ 園内で感染症が一定数以上発症した場合、保育所等の判断で保育の利用を控えてもらうことがあることを了承します。
-
- ☐ 健康観察、検温等は毎日必ず行い、児童の体調を確認の上登園させます。保育施設での朝の受け入れ時の観察において保育士又は看護師が体調が悪いと判断した場合には、登園を見合わせます。
-
- ☐ 保護者は保育施設からの連絡が常に取りれる状態にし、児童の体調変化等によりお迎えを要請された場合には、速やかにお迎えをします。
-
- ☐ 医療的ケア実施に必要な医療機器、医療用具、衛生材料、消耗品等の用意、処分及び点検等について、保護者が費用負担する場合があることを了承します。
-
- ☐ 児童の体調に急変が生じ、緊急事態と保育所等が判断した場合、その他必要な場合には、保護者へ連絡する前に児童を病院に搬送し、受診又は治療が行われることがあります。それに伴い生じた費用は保護者の負担になることを了承します。
-
- ☐ 災害時対策として、3日分の薬と食事（栄養剤）を登園時に持参します。
-
- ☐ 児童の病態の変化等により、保育所等での受入れができなくなる場合があることを了承します。
-
- ☐ 提出された申請書類一式を、希望園や関係機関等で共有することを了承します。
-
- ☐ 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との間で最小限の範囲で共有する場合があることを了承します。
-

医療的ケアを必要とする児童のようすに関すること

- ☐ 主治医から月64時間以上の保育所等での集団生活は可能であると言われている
-
- ☐ 医療的ケアが実施されてから健康状態が落ち着いている
-

上記の内容すべてに同意し、そのほか、保育所等との間で取り決めた事項を遵守します。
また、上記内容を遵守できない場合は、退園となる可能性があることを了承します。

年 月 日

児童氏名

保護者氏名